

催事規約

1. 申請者は、本施設を前頁の営業種目・店舗名称・主要取扱品目のみに使用し、それ以外の目的に使用したり、第三者への賃借権の譲渡、転貸、営業の代行、本申請書に基づく権利義務の処分等をしてはならない。
2. 申請者の使用場所は、申請者と協議の上、貸主及び貸主が指定している施設運営管理者が随時変更できるものとし、申請者は誠実に貸主及び施設運営管理者の指示に従うものとする。
3. 申請者は、貸主が定める館内規則、使用規定その他の諸規定に従い、かつ善良なる管理者の注意をもって本施設を使用し、申請者、申請者の使用人、代理人、顧客、請負人、訪問者等の責任で本施設その他の本施設を損壊したときは、直ちにそれを修復するか、又は貸主にその損害を賠償しなければならない。
4. 本施設内で発生したすべての損害及び事故については、申請者の責任と負担において一切解決し、貸主に迷惑を及ぼさないものとする。
5. 貸主は、申請者が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、通知・催告を要せず、直ちに本施設の使用を中止させることができる。また、貸主の申請者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 本催事の各条項・貸主が定める使用規定その他の諸規定の一つにでも違反したとき。
 - (2) 貸主が定める営業日・営業時間の定め違反して閉店又は開店したとき。
 - (3) 申請者が営業に必要な許認可を欠くに至ったとき。
 - (4) 破産・民事再生・会社更生等の申立てがあったとき又はこれらの開始原因が発生したとき。
 - (5) 支払停止、手形の不渡りが発生し、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (6) 差押え・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき。
 - (7) 貸主又は他の出店者の信用・名誉を傷つけ、又は損害、迷惑をかける行為をしたとき。
 - (8) 申請者又は申請者の代表者が名誉又は経済的信用を失墜したとき。
6. 前項にかかわらず、貸主又は申請者は、相手方に7日以上前の書面による通知を行うことにより、本催事を解約することができる。
7. 申請者の販売する商品が他の第三者の権利を侵害した場合、申請者の責任と負担とで解決し、貸主に迷惑をかけないものとする。
8. 本催事が終了した場合、申請者は、申請者の所有物件を直ちに撤去し、本施設物件を原状回復の上、貸主に返還する。ただし、申請者が原状回復をしないときは、これを申請者の権利放棄とみなすことができ、貸主が申請者の所有物件を適宜処分しても、申請者は異議を申し述べないものとする。
9. 申請者が前項の義務を履行しない時は、施設運営管理者において前項の処理を代行し、そのために要した費用については、貸主が申請者に請求できるものとする。
10. 貸主及び申請者は、本内容が、一時使用目的の使用であることを相互に確認する。なお、本催事は、借地借家法第40条に規定する一時使用目的の使用であり、借地借家法第3章の適用がないことを確認し同意する。
11. 申請者は、本申請書の存在・内容並びに本申請が許可されるに至った交渉の経緯・内容等について、ショッピングスクエア クラスポ蒲郡内の他の賃借人その他の第三者に対して漏洩してはならない。
12. 本申請は、日本法に準拠するものとし、貸主、申請者間に紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。